

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主様をはじめとするステークホルダーからの信頼を高め、取締役会による迅速かつ適切な意思決定を促し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を達成するために、経営の最重要課題のひとつとしてコーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(基本理念) 人間尊重(自立 公正 機会平等)

(社 是) 常に、世界の変化に先がけて、お客様と社会のニーズに応え、優れた商品と技術とアイデアを供給する

(行動指針) わたしたちは、自立・公正・機会平等を柱とし、信念に基づき行動します

<自立>

- ・自らの発想と信念に基づき主体性をもって行動し、結果に責任を持ちます
- ・自ら安全第一の意識と品質向上意識をもって行動します

<公正>

- ・法令やルールを守ります
- ・社会通念に照らして正しい行動をします
- ・不適切な行為を見つけたら、報告・相談します

<機会平等>

- ・自立した個人の違いを認め合い尊重し合います
- ・等しく与えられた機会を活かし、意欲をもって行動します

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、少数株主や外国人株主を含む全ての株主様の平等を確保し、適切に権利を行使することができるよう、速やかで正確な情報開示と、株主総会運営に関する環境整備を行ってまいります。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、社会及びステークホルダーに信頼される企業であり続けるために、株主様をはじめ、お取引先様、地域社会及び従業員との適切な協働と、健全な事業活動に努めてまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、株主様に対して有用性の高い情報を迅速かつ正確に提供するために、法令に基づく財務情報の開示はもとより、経営に関する重要な情報については、当社ホームページや決算説明会等で、適宜、わかりやすく開示してまいります。

(4) 取締役会等の責務

取締役及び監査役は、自らの責任を十分に認識し、会社及び株主共同の利益のために適切に職務を遂行します。また、社外役員との適切な連携のもと、コーポレートガバナンスの更なる向上に努めます。

(5) 株主との対話

当社は、IR担当役員の統括のもと、関連部門が連携体制を構築し、株主様との対話を適切に行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】株式の政策保有に関する基本方針

- ・当社は、事業体質の強化及び取引先との取引関係の維持・拡大等の観点より当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合、その取引先の株式を保有する場合があります。
- ・政策保有株式については、毎年、取締役会において、取引の内容や規模に加え、今後当社が享受する利益及び保有に伴うリスク等を総合的に勘案し、保有の必要性を検証しております。
- ・政策保有株式の議決権行使にあたっては、当該会社の経営方針、事業内容等を踏まえうえ、保有目的に応じて適切に議決権を行使しております。

【原則1 - 7】関係当事者間の取引

- ・当社と当社役員との間の取引につきましては、取締役会で事前に承認し、また半期毎に取引実績を取締役会に報告しております。
- ・当社と親会社である本田技研工業株式会社との取引につきましては、他社との取引と同様、市場価格、総原価を勘案したうえで価格交渉を行い決定しており、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応しております。

【原則2 - 6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

- ・当社はスチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産管理運用機関に企業年金を委託しております。運用の目標が十分達成できているか等、年金資産の運用状況を、社内専門部門がモニタリングを行っています。また、運用機関からは定期的に報告を受けるとともに、運営全般の健全性を確認しています。

【原則3 - 1】

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

経営理念: 当社ホームページにNISSINフィロソフィー(基本理念、社是、行動指針)を掲載しております。
経営戦略/経営計画: 中期経営計画は、決算説明会等で説明し、当社ホームページに掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の1に当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を記載しております。

(3) 取締役・執行役員の報酬の決定に関する方針と手続

- ・取締役・執行役員の報酬は、固定の月度報酬と業績に連動する役員賞与からなり、その役割と実績、貢献度、責任度合等を総合的に考慮し、会社経営の意思決定及び監督機能を十分に発揮するための対価として相応しい水準としています。
- ・支給額は、社外取締役が半数以上を占める報酬委員会において事前に審議し、取締役会の決議により決定しております。また、役員賞与を支給する場合には、株主総会で承認を得ることとしております。

(4) 取締役・監査役・執行役員候補者の指名及び選解任に関する方針と手続

- ・取締役会は、性別や年齢、国籍の区別なく、当社の企業価値向上と株主様の信任・期待に十分応えられる能力・見識・人格に優れた人物を役員候補及び執行役員として選定しております。
- ・取締役会は、取締役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、当該取締役の役位の解職その他の処分又は株主総会に対する解任議案の提出について、審議のうえ決定します。
- ・役員候補者の指名及び選解任は、社外取締役が半数以上を占める指名委員会において事前に審議し、取締役会の決議により決定しております。

(5) 取締役・監査役候補の個々の選解任理由の説明

取締役・監査役候補の個々の選任理由については、株主総会参考書類において開示し、説明しております。

【補充原則4 - 1 - 1】 取締役会の決定事項及び経営陣への委任の範囲

取締役会は、法令・定款に規定する事項の他、「取締役会規定」で定めた経営の重要事項を審議・決議し、それ以外の事項については、社内規定に基づき、経営会議、代表取締役または業務執行取締役に委任しております。

【原則4 - 9】 社外役員の独立性判断基準

当報告書2の1【独立役員関係】をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1】 取締役会の規模・構成に関する考え方

取締役会は、当社の事業規模を踏まえた適切な人数で構成されております。現在、女性取締役や外国人取締役は在任していませんが、迅速な意思決定と適切な監視・監督を行うため、社外取締役2名を含む知見と経験のバランスに配慮した構成となっております。また、監査役のうち3名は、財務・会計の専門的知見を有しております。今後も、社外取締役の意見や助言を活用し、経営監視機能の強化を図ってまいります。

【補充原則4 - 11 - 2】 取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況

現在、他の上場会社の役員を兼任する取締役・監査役はおりません。取締役・監査役が他の会社の役員を兼任する場合には取締役会で承認を得ることとしております。

【補充原則4 - 11 - 3】 取締役会の実行性の分析・評価結果の開示

当社は、取締役会の実効性を高めるための取り組みにつなげるため、2018年度に開催した取締役会の実効性評価を実施しました。その結果の概要は、以下のとおりです。

1. 評価方法

全取締役及び全監査役に対してアンケートによる自己評価を実施するとともに、社外取締役・社外監査役にインタビューを行ない、その結果を取締役会において分析・評価しました。

2. 評価項目

取締役会の 構成 運営 情報提供 審議 責務及び 指名・報酬委員会について、全32項目の自己評価アンケートを実施しました。自己評価は、5段階の点数評価と自由なコメントを募る方法で行いました。

3. 評価結果の概要

- ・分析・評価の結果、当社の取締役会は、規模・構成、運営状況、任意の委員会の状況等において、取締役会の機能を発揮するための体制が整備されていること、また社外役員からの多様な意見や助言を受け、経営に対する監督及び重要な意思決定の機能が適切に果たされていることを確認いたしました。
- ・今後、取り組むべき課題として、取締役会が業務執行状況をより効率的に管理・監督できるよう、監督と執行との役割分担を明確にすること、経営会議における意見等を取締役会で共有することなどが確認されました。

取締役会は、今回の評価結果を踏まえ、取締役会の実効性の向上に継続的に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】 取締役・監査役のトレーニングの方針

当社は、取締役・監査役に対し、就任時及び就任後においても研修を実施する他、他社の視察等の機会を提供しております。また、当社の事業内容をより深く理解するため、事業所や子会社の視察等の機会を提供しております。

【原則5 - 1】 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、決算説明会、ホームページでの情報提供の他、株主通信の送付等、株主様への情報提供と対話の促進に積極的に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田技研工業株式会社	22,682,205	34.86

大信産業株式会社	3,398,136	5.22
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,283,987	5.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,254,200	3.46
宮下直也	2,093,230	3.21
みずほ証券株式会社	2,058,900	3.16
JPモルガン証券株式会社	1,730,989	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,252,000	1.92
GOLDMAN, SACHS & CO. REG(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1,231,613	1.89
GOVERNMENT OF NORWAY-CFD(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	979,700	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無 更新	本田技研工業株式会社 (上場:東京) (コード) 7267

補足説明 更新

2. 資本構成【大株主の状況】は、2020年3月31日時点の状況です。
 当社は、2020年10月16日、本田技研工業株式会社(以下「公開買付者」といいます。)より、公開買付者が2020年9月2日から実施しておりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立したことから、本公開買付けにおいて応募があった当社株式37,457,221株の全てを取得することとなった旨の報告を受けました。
 この結果、2020年10月22日(本公開買付けの決済の開始日)付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の合計の割合が50%を超えることとなり、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当していた公開買付者は、新たに当社の親会社に該当することとなりました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と親会社である本田技研工業株式会社との取引につきましては、他社との取引と同様、市場価格、総原価を勘案したうえで価格交渉を行い決定しており、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社である本田技研工業株式会社は、今後、株式等売渡請求手続により当社株式の全てを取得することを予定しております。なお、当該手続により、当社株式は株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定でございます。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福井 政隆	他の会社の出身者											
田口 公明	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福井 政隆	○	_____	製造業の分野でグローバルに事業を展開する企業の役員として、経営及び海外業務に長年に亘り携わっており、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の「社外役員の独立性の基準」に記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として選任しております。
田口 公明	○	_____	製造業の分野で企業の役員として、経営及び海外業務に長年に亘り携わっており、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の「社外役員の独立性の基準」に記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	4	0	2	2	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取 締役

補足説明

当社は、役員人事及び報酬等に関する決定プロセスの客観性・透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として、社外取締役が半数以上を占める指名委員会及び報酬委員会を設置し、役員候補者の指名及び役員報酬などの重要事項について、取締役会から諮問を受け、審議し、取締役会に答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】
監査役は、会計監査人の年間監査計画や監査の重点項目をあらかじめ確認するとともに、監査役から監査役会の監査計画や監査結果の説明を行い、日頃より会計監査人と情報交換や意見交換を行っております。また、監査役は、四半期毎に会計監査人から総合的かつ詳細な報告を受けております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】
監査役は、内部監査部門である監査室の年間監査計画をあらかじめ確認するとともに、定期的に監査室と情報交換や意見交換を行っております。また、「監査役への報告基準」を定め、各部門から監査役に対して、定期的又は必要に応じて、内部統制システムの整備・運用状況や会社に重大な影響を及ぼす事項を報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
根岸 裕幸	税理士													
斎藤 平二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
根岸 裕幸	○	——	税理士としての長年の経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行するにあたり必要な、会計及び税務に関する幅広い見識を有しております。当社の「社外役員の独立性の基準」に記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として選任しております。
斎藤 平二	○	——	長年に亘り金融機関に在籍し、当社の社外監査役としての職務を遂行するにあたり必要な、経営管理・財務・経理に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の「社外役員の独立性の基準」に記載している事項に該当する人的関係、取引関係等はなく、その他の特別の利害関係もないため、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

社外役員の独立性の基準

当社の取締役会は、社外役員が以下に定める要件を満たすと判断される場合に、当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 当社との出資関係

本人及びその近親者(注1)が、現在及び過去5年間に於いて、以下の(1)から(3)のいずれにも該当しないこと。

- (1)当社が出資する会社(子会社、関係会社)の役員、執行役員、従業員
- (2)当社の親会社又は大株主(注2)の役員、執行役員、従業員
- (3)当社の親会社の子会社の役員、執行役員、従業員

2. 当社との取引関係

本人及びその近親者が、現在及び過去5年間に於いて、以下の(1)から(4)のいずれにも該当しないこと。

- (1)当社の主要な取引先(注3)の役員、執行役員
- (2)当社を主要な取引先とする会社の役員、執行役員
- (3)当社の主要な借入先(注4)の役員、執行役員
- (4)当社の会計監査法人の出身者又は弁護士、公認会計士、税理士(注5)

注1) 近親者とは、二親等内の親族をいう。

注2) 大株主とは、事業年度末において、当社の株式保有割合が高い上位10名の株主をいう。

注3) 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引額が当社又は当該取引先の連結総売上高の1%を超えるものをいう。

注4) 主要な借入先とは、当社及び当社の子会社、関係会社が借入を行っている金融機関であって、その総借入残高が事業年度末において当社の連結総資産の1%を超えるものをいう。

注5) その年間支払報酬額が個人200万円/年、法人400万円/年を超えるものをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブの付与は、業績及び日常活動を勘案した、役員報酬と役員賞与で実施しております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2019年度、当社が支給した役員報酬の額は、取締役(社外取締役を除く)8名に対し合計167百万円、監査役(社外監査役を除く)2名に対し合計41百万円、社外取締役及び社外監査役5名に対し合計18百万円で総額226百万円です。役員賞与の額は、取締役(社外取締役を除く)6名に対し合計26百万円です。なお、これらには、2019年度中に退任した取締役に支給した役員報酬が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・当社の役員報酬は、固定報酬である基本報酬(月度報酬)と業績に応じて変動する業績連動報酬(役員賞与)で構成されております。
- ・社外役員は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみの支給としております。
- ・基本報酬額は、当社の役員報酬制度においては、各役位及びそれを細分した業績評価ランクに対して基準額を定めております。
- ・業績連動報酬は、短期業績連動報酬として半年度の業績に連動した、役位別の賞与額テーブルを設定しており、このテーブルは、全社業績評価及び各役員の個人業績評価から構成され、これらの組み合わせにより報酬額が決定されます。
- ・役員報酬は、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、役員の在任期間における功績や企業業績を勘案し役員報酬規定に基づき算定したうえで、報酬委員会の審議を経た後、取締役会の決議及び監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、社外監査役と共に取締役会付議事項の内容の事前説明やその他の情報共有事項の説明を受け、社外取締役と社外監査役の間で意見交換等を行っています。また、社外取締役は、取締役会において監査役会が報告する監査計画及び監査結果の説明を受けております。社外監査役は、会計監査人からの定期報告会に出席し、監査結果について確認を行い、意見交換を行っています。また、内部監査部門の監査の状況については、常勤監査役が定期的に実施している内部監査部門との会合の中で得た情報で、共有が必要な内容が監査役会にて社外監査役に報告されます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

〔取締役会〕

6名の取締役ににより構成され、うち2名は社外取締役です。代表取締役社長を議長とし、法定の事項や経営の基本方針、経営に関する重要な事項を決定・承認するとともに、取締役の業務執行の状況を監督しております。所定の取締役会のほか、必要に応じ、臨時取締役会を開催しております。なお、2019年度は、取締役会を13回開催しました。

〔経営会議〕

4名の常勤取締役及び2名の執行役員の計6名により構成され、取締役会付議事項の事前審議を行うほか、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営や業務執行に関する重要な事項を審議しております。なお、2019年度は、経営会議を46回開催しました。

〔業務執行体制〕

機能別に5つの本部を設置し、各本部や主要な組織・子会社に取締役や執行役員を配置しております。また、経営会議を設置することにより、迅速で適切な経営判断を行える効果効率の高い業務執行体制を執っております。

〔監査役会及び監査役監査〕

4名の監査役により構成され、うち2名は社外監査役です。監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、業務執行の状況を監査しております。また、会計監査人及び内部監査部門との連携や代表取締役との定期的な意見交換等により、監査役監査の実効性向上を図っております。

〔責任限定契約〕

当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、高い見識と広範かつ客観的な視点を有する独立社外取締役を選任し、経営の監視・監督機能を強化しております。また、取締役会から独立し、かつ社外監査役を半数以上とする監査役会を設置し、監査役は、各々の専門知識と見識に基づいて業務執行に対する監査を行っております。現状の体制により、業務執行に対する監督・監査は、適切に機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知を法定の期限より早い時期に発送するとともに、当社ホームページで発送前に開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様に出席を頂くため、想定される株主総会集中日を避けて株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンやスマートフォンなどを用いたインターネットによる議決権行使手段を提供しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社JICが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	定時株主総会の招集通知及び参考書類(要約)の英訳を当社ホームページに掲載しております。機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。
その他	株主総会においては、スライド等を用いてわかりやすく事業報告や議案に関する説明を行うなど、情報提供の充実に努めております。また、企業内容等の開示に関する内閣府令に従い、株主総会における議決権行使結果を公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主様に対して有用性の高い情報を迅速かつ正確に提供するために、法令に基づく財務情報の開示はもとより、経営に関する重要な情報については、当社ホームページや決算説明会等で、適宜、わかりやすく開示してまいります。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明資料等を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	事業管理部内にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社会及びステークホルダーに信頼される企業であり続けるために、「NISSIN行動規範」を制定し、これを国内外の子会社を含む全従業員・役員に周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSR責任者を置き、当社の「環境方針」に基づいて、環境負荷物質の低減、省エネ活動、廃棄物の削減などの環境対策に積極的に取り組んでおります。また、地域社会の一員として、豊かな社会づくりのために、積極的に社会貢献活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「NISSIN 行動規範」を制定し、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等を策定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の役員及び従業員が守るべき行動の規範を制定し、その周知徹底を図る。
- (2) コンプライアンスに関する取り組みを推進する担当取締役を任命する。
- (3) 内部通報窓口などコンプライアンスに関する社内体制を整備する。

(運用状況の概要)

- ・「基本理念」「社是」「行動指針」「NISSIN 行動規範」を制定し、当社グループで共有しています。また、研修等の機会を通じて、これらの周知・徹底を図っています。
- ・「CG/コンプライアンス責任者」として、代表取締役専務を任命しています。
- ・内部通報窓口として、「企業倫理改善提案窓口」を設置し、提案者の保護等を含む運用規程を定めています。また、会社内部の窓口のほか、弁護士による社外窓口を設置し、より提案しやすい環境とすることで本制度の実効性を高めています。
- ・取締役で構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する重要事項を審議しています。2019年度、コンプライアンス委員会は4回開催し、企業倫理改善提案窓口の運用状況などを審議しました。
- ・年1回、各部門及び子会社の事業活動の状況を検証し、そこから認識された問題及び課題の改善を図っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理の方針と社内規程に基づき、適切に保存及び管理する。

(運用状況の概要)

- ・取締役の職務の執行に係る情報を含む当社の文書管理の方針は、「文書管理規程」に定められています。
- ・取締役会や経営会議等の議事録は、担当部門が作成し、上記規程に従って保存しています。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 全社のリスクマネジメントに関する取り組みを推進する担当取締役を任命する。
- (2) 当社のリスク管理に関する方針や体制を定めた規程を整備する。
- (3) 各部門又は子会社ごとに対応すべきリスクについては、それぞれが主体となって、その予防及び対策に努める。

(運用状況の概要)

- ・「リスクマネジメント責任者」として、取締役経営管理本部長を任命しています。
- ・当社及び子会社のリスク管理の方針として「リスク管理規程」を制定しています。
- ・「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社で想定されるリスク及び部門特有のリスクについて洗い出しを行い、優先順位をつけて、発生の予防策、発生時の被害を最小限に抑える対策に取組んでいます。2019年度、リスクマネジメント委員会は11回開催し、自然災害対応や各部門リスク評価などを審議いたしました。

4. 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の組織運営体制の整備を図るとともに、審議基準を整備し、経営の重要事項の審議を行う会議体を設置することにより、迅速で適切な経営判断を行える効果効率の高い業務執行体制を構築する。

(運用状況の概要)

- ・機能別に本部を設置し、各本部や主要な組織・子会社に取締役や執行役員を配置しています。
- ・経営の重要事項を審議する機関として経営会議を設置しています。2019年度、経営会議は46回開催し、取締役会付議案件を事前に審議した他、重要な業務執行について審議いたしました。
- ・効率的で効果的な経営判断を行なうために、取締役会が全社中期方針及び年度ごとの事業計画を定め、各本部長を通じて全社で共有しています。
- ・取締役会及び経営会議は、全社中期方針については年度ごとに、事業計画については半期ごとに進捗の報告を受け、その執行状況を監視・監督しています。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 子会社の業務執行に関する決裁ルールを整備する。
- (2) 子会社の経営の重要事項に関する当社への報告体制を整備する。

(運用状況の概要)

- ・子会社の管理について、「関係会社管理規程」を制定しています。
- ・各子会社は、経営に関する重要事項については、上記規程に定める基準に従って、当社に事前承認を求め、又は当社に報告しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人の要請を受けた場合は、内部監査部門がサポートする。

(運用状況の概要)

- ・監査役から要請を受けた場合は、内部監査部門がサポートを実施します。
- ・内部監査部門は、各機能本部から独立した組織とし、監査役会と随時連携できる体制としています。
- ・内部監査部門のスタッフは専任とし、独立性を確保しています。
- ・内部監査部門のスタッフの異動は、常勤監査役の事前同意の下で実施することにより、監査役の指示の実効性を確保しています。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社や子会社の役員及び従業員が、監査役に対して重要事項の報告を実施するための体制を整備する。
- (2) 監査役に報告した報告者を不利に取扱わない。

(運用状況の概要)

- ・「監査役への報告基準」を定め、当社の各担当部門が、当社や子会社の事業の状況、内部統制システムの整備・運用状況などを定期的に報告するほか、会社に重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告しています。
- ・監査役に報告を行なった者に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いは行なってありません。

8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の職務執行に必要な費用は、法令に則って会社が負担する。
- (2) その他監査役の監査が実効的に行なわれるために必要な体制を整備する。

(運用状況の概要)

- ・監査役の職務執行に必要な費用を会社が負担するため、事業年度毎に、監査役からの提案に基づいて必要な予算を確保しています。
- ・監査役と内部監査部門との会合により情報交換・意見交換を行うほか、監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、また代表取締役と定期的に意見交換を行なっています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、お客様、お取引先様及び地域社会などとの公正かつ適切な企業活動を通じ、あらゆる分野において誠実な信頼関係の構築を目指しており、反社会的勢力との関係排除等に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制図

```
graph TD
    Shareholders[株主総会] -- 選任・解任 --> Board[取締役会  
取締役6名  
(うち社外取締役2名)]
    Shareholders -- 選任・解任 --> Audit[監査役会  
監査役4名  
(うち社外監査役2名)]
    Shareholders -- 選任・解任 --> Auditor[会計監査人]

    Board -- 答申 --> Nomination[指名委員会  
取締役4名  
(うち社外取締役2名)]
    Board -- 答申 --> Remuneration[報酬委員会  
取締役4名  
(うち社外取締役2名)]

    Board -- 監査 --> Audit
    Audit -- 会計監査 --> Board

    Audit -- 連携 --> Auditor
    Auditor -- 連携 --> Audit

    Audit -- 連携 --> Room[監査室]
    Room -- 連携 --> Auditor

    Room -- 報告 --> Board
    Board -- 監査 --> Room

    Room -- 内部監査 --> Subsidiaries[本部／国内子会社／海外子会社]
    Subsidiaries -- 会計監査 --> Room

    Subsidiaries -- 報告 --> Compliance[コンプライアンス委員会]
    Subsidiaries -- 報告 --> Risk[Risk Management Committee]

    Compliance -- 報告・提案 --> Board
    Risk -- 報告・提案 --> Board

    Ethics[企業倫理改善提案窓口] -- 報告 --> Compliance
    Ethics -- 報告 --> Risk
    Ethics -- 提案 --> Board
```

適時開示体制の概要

